平成２２年（フ）第８０６号
北九州市小倉北区高尾１丁目42番６号
債務者　鈴村　一志
1　決定年月日時　平成22年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第８１９号
北九州市八幡西区紅梅２丁目９番16―605号
債務者　麻生　安代
1　決定年月日時　平成22年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第８４８号
北九州市若松区童子丸２丁目14番19号
債務者　大庭　正二
1　決定年月日時　平成22年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第８４９号
北九州市八幡西区光明２丁目２番23―502号
債務者　穴谷　　登
1　決定年月日時　平成22年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第８５２号
北九州市小倉北区井堀３丁目９番20―402号
債務者　赤岩　喜昭
1　決定年月日時　平成22年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第８６８号
北九州市小倉南区沼緑町４丁目20番２―102号
債務者　志坪　勇次
1　決定年月日時　平成22年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２４５号
佐賀県佐賀市東与賀町大字下古賀701番地３
債務者　池田　史子
1　決定年月日時　平成22年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２４９号
佐賀県鳥栖市桜ヶ丘町2466番地82
債務者　本多　清亀
1　決定年月日時　平成22年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２５５号
佐賀県佐賀市若宮１丁目２番26号
債務者　山口真紀子
1　決定年月日時　平成22年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２５７号
佐賀県鳥栖市原町941番地　ラフォーン・ヴィラＧ棟101
債務者　山口孝一郎
1　決定年月日時　平成22年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２５８号
佐賀県佐賀市鍋島町大字鍋島685　エンジェルコーポ102号、住民票上の住所佐賀県小城市三日月町長神田2554番地
債務者　辻　　浩美
1　決定年月日時　平成22年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２６２号
佐賀県佐賀市大和町大字梅野2238番地２
債務者　上野　博生
1　決定年月日時　平成22年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２６５号
佐賀県小城市小城町池上3403番地
債務者　今村　香織
1　決定年月日時　平成22年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２６７号
佐賀県佐賀市大和町大字久池井1531番地12
債務者　西川十三男
1　決定年月日時　平成22年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２６８号
佐賀県佐賀市久保田町大字新田1349番地１
債務者　江川　　修
1　決定年月日時　平成22年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２３２８号
名古屋市北区志賀町４丁目60番地の33　アーバンラフレ志賀19棟307号
債務者　木下美容子
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４５８号
静岡県浜松市中区北寺島町209番地の22　クレフラスト駅南大通り103号、前住所静岡県浜松市中区向宿３丁目９番14号　レオパレス華203
債務者　田代　真敬
1　決定年月日時　平成22年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係